

IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則

JAQG 運営委員会

(目的)

- 第1条 この細則は、航空宇宙品質センター（JAQG）設置運用規則第3条（6）に掲げる品質マネジメントシステム認証機関による審査結果等を IAQG-OASIS データベースへ登録するための登録料金及び納入時期等について定めることを目的とする。
- なお、以下では「品質マネジメントシステム認証機関」を「認証機関」と称する。

(登録料金)

- 第2条 IAQG-OASIS データベースへ審査結果を登録するための料金は JAQG HP（IAQG-OASIS 登録料金表）に掲載する。

- 第3条 第2条に示す料金表に変更がある場合、適用に先立ち JAQG は説明会を開催する。

- 第4条 日本国内認証制度の維持・改善費用は非メンバーのみに請求し、以下のとおりとする。
- ・ 50,000 円（消費税別途）（同一法人に対し、同一年度に複数回の請求は行わない。）
- 第2条に示す JAQG HP に掲載する料金と差異がある場合は、本細則が優先する。

(納入時期等)

- 第5条 JAQG は、第2条及び第4条に基づき「毎回の登録料金」を取りまとめ、認証機関に上記登録料金を日本円で請求する。

附則

1. この規程は、平成16年7月1日より適用する。
2. この改正は、平成19年7月1日より適用する。
3. この改正は、平成25年10月1日より適用する。
4. この改正は、平成28年7月1日より適用する。
5. この改正は、平成31年4月1日より適用する。
6. この改正は、令和6年8月1日以降に開始される審査に適用される。ただし、令和6年8月1日以前に開始され、令和6年9月1日以降も審査が継続される場合（認証書の発行が令和6年9月1日以降に行われる場合）にも適用する。すべての日付は、遠隔地で実施される活動であっても、最初の現地審査日を基準として計算される。
7. この改正による日本国内認証制度の維持・改善費用の変更は、令和7年4月1日以降の審査開始分に適用する。
8. この改正は、令和7年5月28日より適用する。